

令和8年1月22日招集

第1回陸前高田市教育委員会
定例会提出資料等

陸前高田市教育委員会

令和 8 年 第 1 回陸前高田市教育委員会定例会

議事日程

令和 8 年 1 月 2 2 日（木曜日）

1 開 会 午前 1 0 時開議

2 日 程

日程	番 号	件 名
第 1		会期決定
第 2		事務報告
第 3	報告第 1 号	陸前高田市児童生徒就学援助事業実施要綱の一部改正について
第 4	報告第 2 号	陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について
第 5	議案第 1 号	陸前高田市立図書館規則の一部を改正する規則に係る臨時専決処理について

日程第2

事 務 報 告

令和7年12月27日から令和8年1月22日までの間の事務の執行状況を次のとおり報告する。

令和8年1月22日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

順	月 日	主 な 内 容	会 場 等
1	1月 7日 (水) ～1月 9日 (金)	名古屋交流	名古屋市
2	1月11日 (日)	令和8年陸前高田市二十歳の つどい (10:00)	奇跡の一本松ホール
3	1月13日 (火)	始業式	高田第一中
4	1月14日 (水)	始業式	高田東中
5	1月15日 (木)	始業式	気仙小、小友小 矢作小
6	同 上	米崎地区小学校今後の在り方 懇談会 (18:30)	米崎地区コミュニテ ィセンター
7	1月16日 (金)	始業式	高田小、広田小、 米崎小、竹駒小 横田小
8	1月19日 (月)	小友地区小学校今後の在り方 懇談会(19:00)	小友地区コミュニテ ィセンター
9	同 上	第1回市議会臨時会	市役所議場
10	1月21日 (水)	文化財保護委員会 (10:00)	5階会議室
11	1月22日 (木)	教育委員会定例会 (10:00)	4階会議室2

日程第 1

報告第 1 号

陸前高田市児童生徒就学援助事業実施要綱の一部改正について

陸前高田市児童生徒就学援助事業実施要綱（平成 29 年教育委員会告示第 2 号）の一部を別紙のとおり改正したので、教育長に対する事務委任規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 1 月 22 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

陸前高田市教育委員会告示第 1 号

陸前高田市児童生徒就学援助事業実施要綱の一部改正

陸前高田市児童生徒就学援助事業実施要綱（平成 29 年教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 前	改 正 後
(補則) <u>第 10</u> 、、、(略)	<u>(オンライン手続き)</u> <u>第 10</u> 第 5 の規定による申請及び第 6 第 4 項の規定による通知の手続きは、教育委員会が認めた電子通信技術を用いた方法により行うことができる。 (補則) <u>第 11</u> 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

日程第 2

報告第 2 号

陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について

陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱（令和 8 年教育委員会告示第号）を別紙のとおり制定したので、教育長に対する事務委任規則（昭和 4 7 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 1 月 2 2 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

陸前高田市教育委員会告示第2号

陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱を次のように定め、令和8年2月1日から施行する。

令和8年1月22日

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1 陸前高田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童数及び生徒数の減少が進む中で、今後の学校の在り方について検討するため、陸前高田市立小中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、陸前高田市教育委員会教育長の依頼を受け、今後の学校の在り方に関する基本的な考え方について検討し提言する。

(委員)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 学校保護者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、前条の委嘱又は任命を受けた年度限りとする。

(組織)

第5 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に招集される委員会は、教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 委員会は、必要と認めるときは、専門的知識や経験を有する者から検討の在り方等について助言を得ることができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

日程第 3

議案第 1 号

陸前高田市立図書館規則の一部を改正する規則に係る臨時専決処理について

陸前高田市立図書館規則（令和 2 年教育委員会規則第 6 号）の一部を改正する規則を、教育長に対する事務委任規則（昭和 4 7 年教育委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 1 月 2 2 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

令和 7 年 1 2 月 1 日をもって健康保険証が廃止されたことに伴い、所用の改正をしようとするものであり、教育委員会を招集する暇がなかったことから臨時専決処理したので、その承認を求めようとして提案するものである。

陸前高田市教育委員会専決第1号

専 決 処 理 書

陸前高田市立図書館規則について所要の改正をしなければならないが、規則の施行上急施を要し、教育委員会を招集して議決を求める暇がないので、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、陸前高田市立図書館規則の一部を改正する規則を別紙のとおり臨時に専決処理する。

令和7年12月1日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

陸前高田市教育委員会規則第 7 号

陸前高田市立図書館規則の一部を改正する規則

陸前高田市立図書館規則（令和 2 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
様式第 1 号（第 3 条関係） 図書館利用申込書 ～（略）～ ～（略）～			様式第 1 号（第 3 条関係） 図書館利用申込書 ～（略）～ ～（略）～		
本人 確認	1. 免許証	～（略）～	本人 確認	1. <u>マイナンバーカード</u>	～（略）～
	2. <u>保険証</u>			2. <u>免許証</u>	
	3. <u>生徒手帳</u>			3. <u>保護者の証明書</u>	
	4. <u>保護者の証明書</u> （ ）			4. <u>その他</u> （ ）	
5. その他（ ）			5. その他（ ）		
～（略）～			～（略）～		
～（略）～			～（略）～		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。